

件名：新型コロナウイルス対策（バハマ首相府発表）

1 日、バハマ首相府は、緊急事態執行令（新型コロナウイルス・パンデミック）（危機管理）（第2号）により、ニュー・プロビデンス島等での外出禁止令の対象時間など緩和策を含む規制・対策を発表しました。概要は以下のとおりです。

詳細は、首相府のホームページでご確認ください。

<https://opm.gov.bs/emergency-powers-covid-19-pandemic-risk-managementno-2-order-2020/>

1 ニュー・プロビデンス島（ローズ・アイランド、パラダイス・アイランドを含む）、アバコ本島、グランド・バハマ島の外出禁止令の開始時間を現行午後9時から午後10時とする。

2 ニュー・プロビデンス島及びアバコ本島における土曜日及び日曜日の外出禁止令の開始時間を現行午後6時から午後10時とする。

3 商業活動は、健康プロトコルに従ったうえで、月曜日から土曜日までの午前6時から午後9時まで運営可。食料品店は右に加え、日曜日午前6時から午後9時まで営業可。生活必需品の購入やサービス受容は各家庭内の特定の1名とする。

4 カジノ、ディスコ、バー、映画館、ジム、スパ、ストロー・マーケット販売店、ジェットスキー運営、美術館、娯楽施設、レガッタ、フェスティバルやそのほか文化的な娯楽行事などは引き続き禁止。

5 外出禁止令の対象時間における宿泊者の敷地外への外出不可などの規制のもとに営業するホテルに対しては、施行令が適用される。

6 ニュー・プロビデンス島及びアバコ本島のリゾートにおいて、ゲスト以外の者に対しPCR検査陰性証明が必要となる。

7 礼拝は、平日午前6時から午後9時、土曜日及び日曜日午前7時から午後1時まで。

8 学校は、オンラインもしくは対面学習の申請を行い、教育省から（教育省は保健省と協議したうえで）許可を取得すること。

9 結婚式の参列は10人まで。披露宴は禁止。葬儀の参列は10人まで。墓

地・埋葬のみ。食事会は禁止。

10 ドライブ・スルー、テイク・アウト、屋外飲食は、月曜日から土曜日午前6時から午後9時。日曜日はドライブ・スルー、テイク・アウトのみ。

11 エグズーマ島、ニュー・プロビデンス島、グランド・バハマ島を除く島からの他島への移動には、新型コロナウイルス検査は不要。国内島間の移動には、トラベル・ビザが必要。ニュー・プロビデンス島から他島に移動する場合、14日間の検疫が必要。

12 バハマ入国後5日目の二次検査は継続して実施。また、バハマ入国後14日間、渡航者は健康状態につき、毎日自己申告しなければならない。

13 個人の運動は、自宅もしくは近所で午前5時から午後10時まで。グループでの屋外の運動は10人まで。

14 エグズーマ島及びエルーセラ島における規制は以下のとおり。

(1) 週末の終日外出禁止令は終了。両島の外出禁止令は、毎日午後10時から午前5時まで。

(2) エルーセラ島のレストランは屋内外とも収容数の50%まで。エグズーマ島のレストランは屋外飲食のみ。エグズーマ島でのフィッシュ・フライは禁止。

(3) 社交的な集まりは禁止。

(4) 結婚式は、宗教施設において10人まで。葬儀は墓地にて10名まで。披露宴、食事会は禁止。

(5) 礼拝は、午前7時から午後1時までの間にオンラインで行い、宗教施設においては参列は10名まで。

(6) 学校でのオンライン授業は継続。

(7) ビーチ・公園は、午前5時から午後10時。

(了)